

予算監視・効率化チームに関する指針（案）の方向性

I 本指針の目的

PDCAサイクルのうち、特に、「D o（政策目標の実現に向けた効果的・効率的な執行）」、「C h e c k（評価・検証）」、「A c t i o n（予算への反映）」を強化し、予算執行の適切性・透明性の確保、効率性の向上を図る。

II 各府省における推進体制の整備 — 予算監視・効率化チームの設置

1 推進体制の整備

(1) 全府省統一的に「予算監視・効率化チーム」と呼称する。

チームリーダー：担当副大臣

チーム事務局長：官房長（官房長のない省庁にあっては同等クラス）

注）政務官をチームのサブリーダーとすることが出来る。

(2) チームには、外部の有識者を参加させる。

2 会合の定例化

チームリーダーの参加の下で少なくとも四半期に1回、定例会合を開く。

3 推進実務体制の整備

4 チームが行う業務の委任

III 各府省における取組みの内容 — 「予算監視・効率化チーム」の業務

1 予算執行計画の策定

毎年度開始までに「予算執行計画」を策定し、公表する。

2 予算執行計画の進捗管理と自己評価の実施

3 予算執行上の重要な決定等についての事前審査

「公共事業の個所付け」のうち一定のもの、「補助金の交付決定」のうち一定のもの、「重要な調達」については、チームによる事前審査を実施することとし、その範囲については各府省で判断のうえ、設定する。

注）執行に緊急を要する場合はチームに対する事後報告で可とする。

4 行政事業レビュー（仮称）

5 予算執行に関する国民の声の受け付け

6 外部機関との連携

7 予算要求への反映

8 政策達成目標明示制度における進捗管理と自己評価

IV 横断的な推進のために — 「チームリーダー会合」の実施

当面の間、四半期ないし半期に一度程度、各府省のチームリーダー（副大臣）の参加会合を開催する。